

| | | | |
|---|---|--|--|
| <p>エ 催告 局は、督促状を發布しても納期限までに納付がされない者のうち、高額滞納者については、①主に10月下旬から12月にかけて電話による催告を行い、②滞納期間4～5年の者など一部の滞納者に納付を促す文書を送付しているものの、催告書は、督促状納期限経過後速やかに發布せず、翌年3月に一斉に發布している。 また、滞納額合計が5万円に満たない滞納者については、催告書を翌年3月に發布するまで、何ら催告を行っていないなど、早期納付を促す対応がなされていない。</p> | <p>オ 納入通知書・督促状の返戻分の取扱い 局は、納入通知書及び督促状の返戻分について、平成18年度から、一部を除き、所在調査を行い再送することをせずに、公示送達をしており、滞納者に対して、事實上、債権を了知させておらず、納付を促す努力がなされていない。 また、督促状返戻分の一部について、指定管理者に調査・再送させているものの、全件について行わず、公平な取扱いとなっていない。</p> | <p>カ 交渉記録 局及び指定管理者は、滞納者からの連絡・相談があった際の納付指導・交渉内容を、鑑園管理システムの「注意事項表示欄」に随時入力しているが、督促・催告の記載がないなど納付指導・交渉に必要な情報が一元的に管理されていない状況となっている。</p> | <p>キ 不納欠損 この債権は、時効の援用を要しない公債権であり、局は、毎年度、消滅時効（公債権5年）が完成した債権を不納欠損処理している。 しかしながら、局は、滞納者の状況に応じた個別の納付指導・交渉などの徴収努力を行わず、回収の可能性を判断しないまま、定例的・画一的に形骸的な事務処理のみをもって不納欠損処理を行っている。 また、局は、5年以上滞納し施設使用の意思がない者について、所定の手続を経た後に許可の取り消しを行い、局が原状回復を行っているが、取り消しを行った者に対して、滞納した鑑園管理料及び原状回復に要した費用の支払を求めしていない。</p> |
| <p>ナ 納入通知書・督促状の返戻分の取扱い 平成23年度の納入通知書返戻分全3,734件及び督促返戻分2,406件（合計6,140件）について所在調査を実施した。このうち、4,118件について新住所が判明し、データベースの住所変更を行った。残りの2,062件については、本人死亡や所在不明が判明したので、承継指導や無縁改葬手続を実施した。 平成24年度からの返戻分についても、毎年所在調査を実施している。</p> | <p>カ 交渉記録 東京都鑑園管理システムの再構築において、納入通知書、督促、催告等について債権管理台帳を整備し、個人別に継続して納付指導を記録して一元的に管理し、滞納整理を効果的・効率的に行えるよう、平成23年度に設計し、平成24年度に構築を行った。</p> | <p>キ 不納欠損 平成24年12月に「鑑園管理料納付指導の手引き（平成24年度版）」を改正し、3月の催告書の發布を待たずして、平成25年1月から、5万円未満の滞納者に対して、電話による催告を実施した。 また、平成23年度から、納入通知書返戻分及び督促返戻分についての調査を実施している。 さらに、貸付状況調査及び滞納管理料の請求について、引き続き行うとともに、今後は使用許可取消に伴う原状回復費用を請求していく。</p> | |

〔平成23年財政援助団体等監査〕

【指摘事項】

| 番号 対象局 (団体) | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
|-------------------|-------------------------------|--|---|
| 3 生活文化局 | 定額補助金額を妥当な水準とするよう適切な検証を行うべきもの | 局は、庭園美術館において実施した展覧会に要する経費を対象に、公益財団法人東京歴史文化財団に対する定額補助（補助金額：3,834万3,000円（平成21年度、平成22年度とも））を行っており、財団は、運営費補助金交付要綱により、事業年度終了後速やかに実績報告書を局に提出しなければならぬ。 ところで、庭園美術館の定額補助に係る収支について、財団が局に提出した平成21年度の実績報告書を見たところ、収支差額欄に定額補助の金額を記入していた。しかしながら、局は、財団から報告された収支金額が実際の金額と異なっていることを認識していたにもかかわらず、財団に対して、正確な金額を報告させるよう指導していなかった。 また、平成22年度の収支差額は、約1,539万円であり、平成21年度の収支差額約2,071万円とともに、定額補助金額（3,834万3,000円）を大きく下回る状況が認められた。 | 庭園美術館については、平成26年度中のリニューアル開催を予定しており、今回、平成26年度予算案において、補助金交付要綱に基づき、適切な定額補助金額の水準とするよう、所要の予算を計上した。 これまで、局としては、指摘の内容を踏まえ、定額補助に係る事業実績報告が適正に行われるよう、財団への指導徹底を図るなど、補助金支出の適正化に努めてきた。 今後とも継続して、財団への指導等を着実に行うとともに、庭園美術館の展覧会事業再開後、補助金の執行状況等について随時、検証を行うことなどにより、財団が適正な事業実績報告を行うよう指導を徹底し、補助金額の適正な水準の確保に努めていく。 |

| 番号 | 対象局 (団体) | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の 概要 |
|----|--------------------------------|------------------------|---|--|
| 4 | 交通局 (東京交通 サーベイス株 式会社) | 契約事務 を適正に行 うべきもの | 会社は、局から荒川線車両保守業務委託 (契約金額：9,230万5,500円、契 約期間：平成22.4.1～平成23.3. 31)を特命随意契約により受託している。 本契約について見たところ、会社は車両保 守業務の主たる業務をEを特命して再委託 していることから、局が会社を特命して契約 することは適正でない。 局及び会社は、特命随意契約における特命 理由について検証し、競争性・透明性・公平 性を高めるよう、契約のあり方について見直 しを行う必要がある。 | 安全性の観点から局で検 討した結果、都電荒川線車両 の構造等を熟知し、法定検 査、故障車事故修理などに加 えて監督業務を行えるのは、 現時点では東京交通サーベ イス株式会社であるため、平成 26年度の契約を締結した。 また、特命理由について、 抽象的であったものを見直 し、具体的かつ明確にした。 さらに、会社は、平成 25年度から指名競争入札 を実施した。 |
| 5 | 交通局 (東京交通 サーベイス株 式会社) | 契約事務 を適正に行 うべきもの | 会社は、局から三田線全般・重要部検査他 に係る契約(単価契約)(推定総金額：4億 5,986万4,751円、契約期間：平成 22.4.1～平成23.3.31)を特命 随意契約により受託している。 本契約について見たところ、会社は全般・ 重要部検査の主たる部分をFを特命して再 委託していることから、局が会社を特命して 契約することは適正でない。 また、会社は、Fに対する再委託の契約の 積算に当たり、業務実績に基づき業務量を見 積もった積算根拠を確認することができな かった。 局及び会社は、特命随意契約における特命 理由について検証し、競争性・透明性・公平 性を高めるよう、契約のあり方について見直 しを行う必要がある。 | 安全性の観点から局で検 討した結果、都営地下鉄三田 線車両の構造等を熟知し、車 面の解体、各装置の検査、復 元といった法定検査に加え て監督業務を行えるのは、現 時点では東京交通サーベイス 株式会社であるため、平成 26年度の契約を締結した。 また、特命理由について、 抽象的であったものを見直 し、具体的かつ明確にした。 さらに、会社は、平成 24年度に積算基準を整備 の上積算し、平成25年度か ら指名競争入札を実施した。 |
| 6 | 交通局 (東京交通 サーベイス株 式会社) | 契約事務 を適正に行 うべきもの | 会社は、局から荒川線全般・重要部検査他 に係る契約(単価契約)(推定総金額：3, 168万2,700円、契約期間：平成22. 4.1～平成23.3.31)を特命随意契 約により受託している。 本契約について見たところ、会社は全般・ 重要部検査の主たる部分をEを特命して再 委託していることから、局が会社を特命して 契約することは適正でない。 局及び会社は、特命随意契約における特命 理由について検証し、競争性・透明性・公平 性を高めるよう、契約のあり方について見直 しを行う必要がある。 | 安全性の観点から局で検 討した結果、都電荒川線車両 の構造等を熟知し、車両の解 装、各装置の検査、復元等と いった法定検査に加えて監 督業務を行えるのは、現時点 では東京交通サーベイス株式 会社であるため、平成26年 度の契約を締結した。 また、特命理由について、 抽象的であったものを見直 し、具体的かつ明確にした。 さらに、会社は、平成 25年度契約から指名競争 入札を実施した。 |

| 番号 | 対象局 (団体) | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の 概要 |
|----|--------------------------------|------------------------|---|---|
| 7 | 交通局 (東京交通 サーベイス株 式会社) | 契約事務 を適正に行 うべきもの | 会社は、局から日暮里・舎人ライナー安全 管理業務委託(契約金額：1億1,760万 円、契約期間：平成22.4.1～平成23. 3.31)を特命随意契約により受託してい る。 本契約について見たところ、会社は、日暮 里・舎人ライナー巡視点検等作業委託(その 1)(契約金額：3,418万円、契約期間： 平成22.4.1～平成23.3.31)及 び舎人ライナー巡視点検等作業委託(その 2)(契約金額：3,414万円、契約期間： 平成22.4.1～平成23.3.31)と して、G(軌道業者)、H(鉄道の建設会社) を特命して業務の大部分を占める日常の巡 回点検を再委託していることから、局が会社 を特命して契約することは適正でない。 また、同種の業務を履行できる業者が複数 あることから、会社はG及びHを特命して二 契約により業務を行わせるのではなく、一契 約として競争入札を行うべきであった。 局及び会社は、特命随意契約における特命 理由について検証し、競争性を積極的に導入 するよう、契約のあり方について見直しを 行う必要がある。 | 安全性の観点から局で検 討した結果、日暮里・舎人ラ イナーの案内動式新交通 システムの走行施設の特殊 性を熟知し、分岐器点検及び 調整、線路内点検、緊急対応 などに加え監督業務を行 えるのは、現時点では東京交 通サーベイス株式会社である ため、平成26年度の契約を 締結した。 また、特命理由について、 抽象的であったものを見直 し、具体的かつ明確にした。 さらに、会社は、平成 24年度から指名競争入札 を実施した。 |
| 8 | 交通局 (東京交通 サーベイス株 式会社) | 契約事務 を適正に行 うべきもの | 局は、会社と日暮里・舎人ライナー駅昇降 機設備点検及び保守委託(契約金額：1億2, 726万円)及び都営地下鉄等昇降機設備 点検及び保守委託(契約金額：11億6, 760万円)を締結している。 会社は局から受託するに当たり、発注者側 の標準的な積算基準である「建築保全業務積 算基準」(監修：国土交通省)に基づき局と の契約金額を積算しており、会社固有の人工 費等の経費を反映させた金額の算出に基づ く積算内訳がなく、積算根拠も明確なもの となく、契約のあり方について見直しを 行う必要がある。 | 会社は、積算基準を整備 し、局からの受託に際して積 算根拠が明確になるよう にした。 |

| 番号 | 対象局 (団体) | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の 概要 |
|----|--|---------------------------------------|---|--|
| 9 | 交通局 (東京交通 サービス株 式会社) | 特命随意 契約に係る 事務を適正 に行うべき もの | 局は、都営地下鉄構内工事保安業務委託 (契約金額：1億669万1,760円、契 約期間：平成22.4.1～平成23.3. 31)について、会社を特命して委託してい る。 本契約は、地下鉄構内工事における安全確 保のため、安全管理責任者の配置が必要であ るとして、この業務を委託するものである が、会社はこの資格者を確保できていなか った。 局は、特命随意契約に当たり、会社の履行 能力を十分に確認するべきであったにもか かわらず、これを行っていないことは適正で ない。 | 局は、特命随意契約に当た り、会社における安全管理責 任者の状況を確認した上で 平成26年度契約を行った。 |
| 10 | 福祉保健局 (地方独立 行政法人東 京都健康長 寿医療セン ター) | 運営費負 担金の返還 を求めるべ きもの | 局は、地方独立行政法人東京都健康長寿医 療センター運営費負担金交付要綱に基づき、 病院部門に係る事業の経費の一部を運営費 負担金として、年4回に分けて法人に交付し ている。 この運営費負担金の積算の内容を見たど ころ、平成21年4月1日以降運営していた い院内保育所の運営に要する経費を算入し ていたことから、平成21年度及び平成 22年度の2年間で合計2,641万円が過 大に交付されている。 | 運営費負担金の返還につ いて平成23年度に総務省 に照会したところ、地方独立 行政法人法や交付要綱に根 拠規定がないことから、第一 期中期目標期間中(平成 21年度から平成24年度) に法人に返還を求めること は制度上不可能という回答 があった。 このため、第一期中期目標 期間終了後の精算において 処理をし、平成25年11月 21日に法人より返還を受 けた。 |

[平成23年度公営企業各会計決算審査]

【指摘事項】

| 番号 | 対象局 | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の 概要 |
|----|-----|---|--|---|
| 11 | 交通局 | 公有財産 の管理の適 正化及び運 用の効率化 を進めるべ きもの <高速電車 事業会計> | 局は、所管する財産について、地方自治法 (昭和22年法律第67号)等に基づき、局 長が適当と判断したとき、民間事業者からの 申請により利用を認めている。 ところ、民間事業者が利用する局の財産 の状況について見たところ、Aは、平成 23年度の収益事業のうち、局の財産の有効 活用を行う「施設運営に関する事業」及び「売 店等の運営に関する事業」において、合計 32億8,814万5千円を収益として計上し ていた。 一方、その経費については、局等への地代 家賃15億7,212万5千円、人件費6億4, 176万5千円、減価償却費1億5,554万 5千円であり、合計30億4,254万5千円を 営業費用として計上していた。 この結果、Aは、局の財産を有効利用し、 年間2億4千万5千円(監査事務局試算)の収 益を上げていることが認められた。 なお、このうちには、Aが直接に利用する のではなく、他の民間事業者に貸し付けてい る事例がある。 平成18年行政監査において、未利用の土 地や建物等について、民間事業者への賃貸な どを積極的に進めるべきとしているところ ではあるが、その際において、民間事業者 を決定するに当たり、特定の事業者に偏るこ とがないよう、競争性、透明性を導入した上 で、公平かつ公正な選考を行うなど、公有財 産の管理の適正化及び運用の効率化を進め る必要がある。 このことから、競争性を導入してもなおA によりざるを得ない場合には、局の財産から 生じた利益について、より一層、局が享受で きるようにすることなどを考慮する必要がある。 | Aが直接に利用するので はなく、他の民間事業者に貸 し付けていた事例について は、平成25年9月1日より、局が、当該民間事業者と 直接契約を行った。 ① 自販機及び自動証明写真 機(以下「自販機等」という。)に ついては、次の手順によ り、平成26年4月から局が 自販機等業者に直接使用許 可を行うよう改めた。 ② 局がAの財産である自 販機等周辺設備(フエンス、 電源引き込み電柱、コ ンクリート台など)を無償 譲渡することに係る協 議・文書作成 ③ 自販機等電力契約(東 京電力)をAから交通局へ の移譲(711カ所) ④ 自販機等業者からの行 政財産使用許可申請 ⑤ 自販機等ことの売上 管理・電力使用量集計・現地 管理など業務委託契約の 仕入れの見直し |

〔平成24年定期監査〕

【指摘事項】

| 番号 | 対象局 | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
|----|-----|--------------------------------------|--|--|
| 12 | 財務局 | 委託額の 構算及び支 出を適切に 行うべきも の | 財産運用部は、財務局で所有する土地の管 理等業務について、公益財団法人東京都道路 整備保全公社と委託契約を締結している（委 託契約期間：平成23.4.1～平成24.3. 31、概算委託額：2億4,480万3, 381円）。 本業務委託に係る積算及び支出について 見たところ、次のような問題点が認められ た。 ① 人件費については、積算額を委託額とし て支出しているが、業務量の算定根拠が不 明であるなど、その妥当性が確認できな い。このため、人件費を基に算出している 諸経費についても、妥当性がないものとな っている。 ② 巡回管理に係る業務について見たとこ ろ、巡回対象としている土地には、公社が 局からの貸付けにより駐車場として使用 している土地を含めているが、自らの使用 状況を巡回管理させることの必要性・有効 性は認められないことから、公社自ら使用 している土地を巡回対象とし、その経費を 支出することは適切でない。 | ① 平成25年度契約にお いて、契約目途額の決定に 当たり、改めて業務量積算 を行うなど業務量の算定 根拠を明確にした。 ② 平成25年度契約にお いて、公社がその全部を駐 車場として使用する貸付 地については、巡回対象か ら除外した。 なお、当該貸付土地につ いては、都による管理を基 本とし、公社への委託は写 真撮影による確認作業な どに限定した。これによ り、業務内容の見直しと経 費の圧縮を図りつつ、土地 の管理水準の維持を図る ことができた。 |

| 番号 | 対象局 | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
|----|------------|--|--|---|
| 13 | 病院経営本 部 | 業務委託 履行状況の 評価を有効 に行い、業 務に反映す べきもの | サービスマネジメント推進部は、平成14年度から、特 命任意契約を行う場合は、特命理由を明確に するため、履行状況の評価を行うこととし、 履行状況の評価に当たっては、ガイドライン を策定している。 また、各病院においては、このガイドライン を参考に、業務委託履行状況の評価実施要 領を作成し、評価を実施している。 ところで、この履行状況の評価について見 たところ、収納業務委託については、未収金 の管理において、債権管理上不可欠な督促状 発行に係る事項がないなど、本委託の目的で ある病院運営の効率化を達成するために必 要な適切かつ有効な評価となっていない。 この評価は、各病院において、部が定めた ガイドラインを参考に実施していることか ら、部は、委託契約の目的達成のために必要 な適切かつ有効な評価となるよう、履行状況 の評価に係るガイドラインを見直すことも 必要がある。 | 業務委託契約に伴う履行 状況の評価について、直営 4病院に対して、本部職員が 巡回点検して業務評価表の 記載内容等、現状確認を実施 した。これを踏まえ、委託業 務の評価項目について、部内 PTで検討し、業務の範囲・ 内容に見合った評価項目を 追加し、ガイドラインを見直 した。 平成25年4月23日の 用途保全長において、評価項 目の追加及び変更について 説明し、各病院の評価表につ いても、適宜見直しをするよ う周知した。 また、平成25年6月 28日の用途保全長におい て、評価における留意点を説 明するとともに、病院内にて 評価者に知しても周知する よう、指導を行った。 さらに、平成25年10月 末から同年11月初旬にか けて実施した全病院に対す る巡回点検において、履行評 価の結果を有効に業務に反 映するよう各病院の用途保 長に対して指導した。 その結果、各病院より履行 状況評価表を徴し、各病院と も見直された評価表に基づ いて評価を実施しているこ とも確認した。 |

| 番号 | 対象局 | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
|----|--------|----------------|--|--|
| 14 | 病院経営本部 | 債権管理を適切に行うべきもの | <p>本部は、所管する債権の管理の適正を期するため、必要な事項について統一的な事務処理基準を定めることにより事務処理の円滑化を図ることを目的として、「病院経営本部債権管理事務処理要綱」（平成20年10月1日付20病経財第267号）を定めてい</p> <p>る。</p> <p>ところで、墨東病院の債権管理について見たところ、旧築地産院の公舎使用料（平成14年度分）5件、計4万2,000円について、債務者の所在確認が困難であるとして、平成15年度以降、債権の内容・状況に応じた事務処理を行っていないなど、適切でない事例が認められた。</p> | <p>債務者の住所照会を行ったものの、所在が不明であり、回収不能であると判断し、不納欠損などの処理を行うこととした。</p> <p>今後は、非常勤職員の報酬から職務住宅使用料が直接控除できるようにシステムや要綱改正を進めていくことなど、債権管理を適切に行っていく。</p> |

| 番号 | 対象局 | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
|----|------------------|---------------------------------|---|--|
| 15 | 産業労働局 ＜雇用就業部＞ | 委託契約書の仕様を見直し、事業計画書に係る実績を確認すべきもの | <p>中央・城北職業能力開発センターは、ネットワーク構築科の訓練を、雇用就業部が民間教育訓練機関と締結した委託契約（契約金額：1,984万5,000円、契約期間：平成23.4.1～平成24.3.31）により、当該機関の施設にて実施している。</p> <p>委託に当たっては、質と価格の両面から総合的な評価を行う総合評価一般競争入札方式を採用しており、部は、入札参加者に訓練カリキュラム、講師としての経験・能力等を示した講師予定などで構成する事業計画書を提案書として提出させ、この事業計画書について、審査、評価を行い、受託者を決定している。</p> <p>また、部は、委託契約書で、事業計画書の内容を遵守するよう課している。</p> <p>この委託は、総合評価一般競争入札のため、事業計画書で提案された内容は受託者を決定する重要な要素となっており、事業計画書に係る実績を、事業計画書と対比して、その実績を確認し、評価できるようにする必要がある。</p> <p>しかしながら、所が確認している書類などは、生徒の出席状況や生徒日誌など生徒に関連した事項は確認できるものの、訓練カリキュラムで提案した、質問や相談を受ける体制などを整えたのか、講師予定で提案した講師を配置したのかなど、受託者が取り組むべき結果については、確認できない状況となっており、適切でない。</p> <p>これは、部が、委託契約書に事業計画書に対応して実績の報告を求めていることが、巡回指導の記録について、提案講師が否かなど一部のチェック項目について結果を記録していないことなどが要因となっている。</p> | <p>部は、平成24年12月の事務処理説明会の際に、受託業者に事務処理マニュアルを配布するとともに提出書類の周知徹底を図った。</p> <p>また、平成25年9月に終了した訓練において、所が実施した巡回指導の訪問調査記録と受託者から提出された実績報告により、事業計画書に係る実績の確認を行った。</p> <p>所は、部において改正された施設内委託訓練巡回指導運営要領の様式「施設内委託訓練実施状況訪問調査記録」に於いて、巡回指導の結果を適切に記録した。</p> |
| 16 | 中央・城北職業能力開発センター | 委託契約書の仕様を見直し、事業計画書に係る実績を確認すべきもの | <p>部は、委託契約書の仕様を見直し、事業計画書に係る実績を確認された。</p> <p>所は、巡回指導が有効となるよう巡回指導の結果を適切に記録された。</p> | |

| 番 号 | 対 象 局 | 事 項 | 監 査 結 果 の 要 約 | 講 じ た 措 置 の 概 要 |
|-----|--------|----------------|--|---|
| 17 | 中央卸売市場 | 債権管理を適正に行うべきもの | 各市場は、東京都中央卸売市場条例（昭和46年東京都条例第144号。以下「条例」という。）により、市場施設を使用した者が、都に納付すべき市場使用料等を滞納した場合は、滞納分を速やかに回収する必要がある。なお、仲卸業者、関連事業者については、条例により、保証金の預託を義務付けておることができると規定されている。ところで、築地市場において、市場使用料等に係る債権管理について見たところ、監査日（平成24.1.20）現在、滞納金額については、債権（施設既返還者分を除く。）の合計が、983万1,519円であり、また、施設既返還者分の合計が、677万3,753円であった。 しかしながら、市場は、施設既返還者分に係る債権管理において、東京都債権管理条例（平成20年東京都条例第25号）等により定められている督促等の必要な事務を一部行っていないことが認められた。 市場は、市場使用料等の滞納に係る債権管理を適正に行われた。 | 築地市場は、市場使用料等を滞納している全ての債務者について、調査及び監戸を行い、状況を把握した。債権管理条例等に定める督促事務等については、チェックリストを作成し、必要な事務に遺漏が発生しないよう、見直しを行った。 滞納のうち法的措置を講ずべき案件については、個々の市場の対応では対応が困難となつていないことを踏まえ、局と連携した取組を行っている。 これらの結果、市場使用料等の滞納に係る債権について、条例等に基づく適正な債権回収を行う管理体制を構築した。 市場は、食品流通業界を取り巻く経済環境がより一層厳しくなつてきていることから、より一層連携を強化しながら、滞納債権の回収に取り組んでいく。 |

| 番 号 | 対 象 局 | 事 項 | 監 査 結 果 の 要 約 | 講 じ た 措 置 の 概 要 |
|-----|-------|----------------------|---|---|
| 18 | 建設局 | 委託額の積算及び支出を適切に行うべきもの | 用地部は、所有する先行取得用地（17カ所）及び事業用代償地（93カ所）の管理・造成等業務について、土地の管理及び造成等委託協定書により公益財団法人東京都道路整備保全公社に委託している（委託協定期間：平成23.4.1～平成24.3.31、概算委託額：8,603万1,433円）。 本委託の積算及び支出について見たところ、次のような問題点が認められた。 ① 人件費については、積算額を委託額として支出しているが、業務量の算定根拠が不明であるなど、その妥当性が確認できない。このため、人件費を基に算出している事務費についても、妥当性が無いものとなっている。 ② 巡回管理に係る事業費については、1日2件の巡回を実施するとして概算額を積算しているが、1日4～10件の巡回を実施している場合がある実態を勘案すれば、巡回所要日数が削減できる状況であることから、この過大となっている積算を見直す必要があるにもかかわらず、部はこれを行っていない。 また、支払については実績私とすることとなっているが、公社は、巡回に要した業務日数等の実績によらず、積算方法と同様の積算を行って請求額とし、部も請求どおりの支出しており、実態に見合った適切な経費の支出となっていない。 さらに、巡回対象には、公社が局から許可を得て駐車場として使用している土地（3カ所）を含めて巡回対象とし、その経費を支出することは適切でない。 | 人件費については、業務量の算定根拠を明確にした。 巡回業務に係る経費は、従来の積算方法を改め、人件費の業務量（通常業務の一部）に含め、給与として支出することにし、平成26年度協定を締結した。 これにより、受託者の自主性が発揮でき、より効果的な業務執行が可能となった。 また、公社へ駐車場として貸付している箇所については、巡回対象から除いた。 |
| 19 | 交通局 | 特命随意契約を見直すべきもの | 自動車部は、バスターミナル等におけるバスや歩行者の安全を確保するよう誘導業務を委託することとし、自動車誘導業務委託（契約金額：3億3,495万円、契約期間：平成23.4.1～平成24.3.31）について、Aとの間で特命随意契約により締結している。 本契約について見たところ、特命随意契約に求められる高度な専門性は認められず、A以外にも履行できる者が存在しているため、現在の特命随意契約を見直す必要がある。 | 局は、本件業務委託の誘導場所に関して、専門性の有無に基づいて基準を定めた。この基準に従い、誘導業務の困難度が低い箇所について、競争入札を実施した。 |

| 番号 | 対象局 | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
|----|-----|----------------|---|---|
| 20 | 交通局 | 特命随意契約を見直すべきもの | 自動車部は、青梅支所において希望者に対する期いの提供及び日常清掃・定期清掃に係る業務を委託するため「青梅支所期い等業務委託」(契約金額：550万6,200円、契約期間：平成23.4.1～平成24.3.31)について、Aとの間で特命随意契約を締結している。 本契約について見たところ、調理及び清掃に係る業務内容には、特殊性は認められなかったため、現在の特命随意契約を見直す必要がある。 | 本契約は、遠隔地に所在する支所で早期と深夜に不規則勤務に対応した食事の提供を行うとともに、食事提供の間に清掃を行う業務である。競争入札による契約の締結に向けて、調査を行ったところ、対応可能な事業者がいなかったため、引き続き特命随意契約を行う。 |
| 21 | 交通局 | 特命随意契約を見直すべきもの | 車両電気部は、「日暮里・舎人ライナー車両保守業務委託」契約(契約金額：3億2,090万1,000円、契約期間：平成23.4.1～平成24.3.31)について、東京交通サービス株式会社(以下「会社」という。)との間で、特命随意契約を締結している。 本契約について見たところ、部は、平成22年度まで車両製造業者Bと特命随意契約を締結していた。平成23年度に会社に変更したが、主たる業務をBへ再委託しており、現在の特命随意契約は見直す必要がある。 | 安全性の観点から局で検討した結果、日暮里・舎人ライナー車両の構造等を熟知し、法定検査、故障事故対応などに加えて監督業務を行えるのは、現時点では東京交通サービス株式会社(以下「会社」という。)であるため、平成26年度の契約を締結した。また、特命理由について、抽象的であったものを見直し、具体的かつ明確にした。 |
| 22 | 交通局 | 特命随意契約を見直すべきもの | 車両電気部は、「日暮里・舎人ライナー車両保守業務委託付帯作業」(単価契約)(推定総金額：4,688万2,500円、契約期間：平成23.4.1～平成24.3.31)を、東京交通サービス株式会社との間で、特命随意契約を締結している。 部は、日暮里・舎人ライナー車両におけるタイヤ交換やオイル交換などの車両保守業務と車両運用とを密接に関連して行う必要があるため、同一業者による委託が必要であるとしている。 しかしながら、本契約について見たところ、主たる業務を車両製造業者Bと車両整備業者Cに再委託しており、現在の特命随意契約は見直す必要がある。 | 安全性の観点から局で検討した結果、日暮里・舎人ライナー車両の交換修理作業や空調設備の保守作業などに加えて監督業務を行えるのは、現時点では東京交通サービス株式会社(以下「会社」という。)であるため、平成26年度の契約を締結した。また、特命理由について、抽象的であったものを見直し、具体的かつ明確にした。さらに、再委託について、密着検討を行った結果、会社は、交換修理作業などについては、日暮里・舎人ライナー車両の部品を製造し、走行輪、分岐輪、案内輪の交換などの付帯作業が行えるBと契約した。 また、空調設備の保守作業については、指名競争入札を実施した。 |

【意見・要望事項】

| 番号 | 対象局 | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
|----|-------|-------------------|---|--|
| 23 | 生活文化局 | 広報東京の配布媒体の見直しについて | 広報広聴部は、視覚障害者向けの広報東京の音声版を、カセットテープで作成し、購読を希望する視覚障害者に配布している。 しかしながら、カセットテープは、近年のデジタル録音機器の普及により、国内の主要メーカーもテープや録音再生機器の製造を中止してきており、配布媒体としての存在は縮小しつつある。 このため、最近では、視覚障害者や印刷された図書などを読むのが困難な人のために開発された電子図書の国際標準規格として、デジタル図書が普及してきている。 デジタル図書は、CD-ROM1枚に数時間の録音ができることや、章や見出し、ページごとに聞きたい場所へ移動することができるという、カセットテープに比べて優れた機能を持っている。 視覚障害者等への広報東京の提供媒体をデジタル図書に変更すれば、全国2,000を超える図書館・団体で運営され、24時間利用できる視覚障害者総合ネットワーク「サビエ」を通じて、情報がネットワークに掲載されたと同時に、デジタルデータとして随時ダウンロードすることが可能となり、利便性が向上するものと認められる。 部は、視覚障害者に向けた広報東京の配布媒体を、より効果的・効果的なものとするよう見直しが望まれる。 | 部は、視覚障害者に向けた広報東京の配布媒体をより効果的・効果的なものとするよう見直しを図り、平成26年度の契約から「広報東京」のデジタル図書版の配布を開始した。 |

〔平成24年財政援助団体等監査〕

【指摘事項】

| 番号 | 対象局 (団体) | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
|----|----------|--------------------------------------|---|---|
| 24 | 福祉保健局 | 補助金交付額の確定に当たり、保管様式を活用するなとして審査を行うべきもの | 局は、東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱(保育所)に基づき、社会福祉法人等に対して、(保育所の)運営等に要する費用の一部を補助している。この補助金の交付を受けようとする社会福祉法人等は、補助金交付申請書を提出するとともに、補助事業が完了したときには実績報告書を提出している。この実績報告書は、児童数や努力・実績加算の実施回数など実績数値を報告するものであり、局は、実績報告書の審査を行い、交付すべき補助金額を確定している。局では、要綱において、この補助金の交付を受ける社会福祉法人等に対し、(保育所が備えるべき書類等(以下「保管様式」という。)を定め、保管様式の作成と5年間の保管を義務付けている。この保管様式は、補助対象事業に該当する児童の氏名や対象児童数、育児講座などの実施回数等を記載する書類であり、実績報告書の内訳が確認できるものである。しかしながら、これら保管様式の状況を見たところ、局に提出された実績報告書に記載されている対象児童数などの数値と保育所が作成している保管様式に記載されている対象児童数などの数値に相違が認められたものや、保管様式が作成されていない保育所が見受けられた。 | 算定の誤りを防ぐため、平成25年2月4日付24福保育所第2037号にて、各保育所に対し、誤りの事例を示した注意喚起文を通知した。様式についても、申請書(シート)の各入力欄に記入時の注意事項を表示した。また、各保育所へ事務説明会を実施し、注意喚起を行った(平成25年1月15日及び同月25日(同日2回))。審査事務については、平成25年12月に保管様式と実績報告書がデータ連動するソフトウェアを作成し、全保育所に配布した。また、平成26年1月15日及び同月16日に開催した説明会において各保育所等に対し、使用方法や注意事項等を周知徹底した。 |

| 番号 | 対象局 (団体) | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
|----|--------------------------|----------------------------|---|--|
| 25 | 病院経営本部 (公益財団法人東京都保健医療公社) | 履行状況の評価結果を次期長期継続契約に反映すべきもの | 公社は、長期継続契約について、「長期継続契約実施要綱」(平成19年3月1日制定、最終改正:平成24年3月31日)に基づき、各病院の業者選定委員会において、履行状況の評価を行っている。また、評価結果が履行不良の場合には、受託者に対して、改善報告書の提出を求め、履行の改善を図るよう指示している。しかしながら、病院等における履行不良の経験年数の短さに起因するものが挙げられており、長期継続契約が必要であるとする労働力の確保、教育訓練期間等を要する業務契約についての専門性・安定性が担保されていない事例が認められた。 | 公社事務局は、病院が想定している必要なレベルの役務提供を担保するため、必要に応じて15年以上の業務経験を有する者を配置することとし、「従事者の3割以上が、3年以上の業務経験を有する者であること」等を仕様書に記載するように、病院に通知した。公社事務局からの通知に基づき、病院において、平成26年度契約について、必要な仕様書の見直しを行った。 |
| 26 | 病院経営本部 (公益財団法人東京都保健医療公社) | 医業外債権管理を適切に行うべきもの | 大久保病院及び豊島病院における平成23年度末の医業外未収金の内容について見たところ、次のとおり、債権管理が適切でない状況が確認された。 ① 納期限後1年以上未納状態でありながら督促等を行っていない(22件)。 ② 旧部立病院の口座に誤入金されていることを知りながら、本部に対し請求をしていない(5件)。 ③ 支払謝礼金の控除所得税額について、誤支給判明後、返還請求していない(2件)。 ④ 未収金の消込み、減額処理漏れにより未収金額が残存している(2件)。 公社は、医業外未収金の債権管理を適切に行われない。本部は、公社に対し、誤入金分の支払を速やかに行われたい。 | ① 督促・請求を行い、22件中16件が回収、6件が住所不明により回収不可となっている。住所不明分については、平成25年度末に不納欠損処理を行った。 ② 誤入金分5件全てについて、入金が完了した。22件中1件は入金が完了し、残る1件は調査の結果、既に給与支給時に控除しており、振替処理漏れであることが判明したため、振替処理を行った。 ③ 2件とも平成24年11月29日付けで振替処理を行った。 ④ 今後も、引き続き医業外未収金の債権管理を適切に行っていく。 |

| 番号 | 対象局 (団体) | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の 概要 |
|----|---------------------------------------|--------------------------------|---|--|
| 27 | 病院経営本部 (公益財団法人東京都保健医療公社) 保健医療公社 | 高額医療機器等の更新に係る経費を適切かつ有効に執行すべきもの | 本部は、「財団法人東京都保健医療公社運営費補助金交付要綱」に基づき、公社病院に對して、高額医療機器等の更新に係る経費に補助金を交付している。 ところで、この経費の執行状況について見たとし、耐用年数や使用状況に見合った中長期的な備品の更新計画を策定していないことが確認された。このため、法定耐用年数を相当超過した医療機器が多く、更新が先送りされるなど、補助金が有効に活用されていないと言えない状況となっている。 また、本部は、補助金の執行状況及び実績について、毎年度、実績報告を徴しているにもかかわらず、補助金の有効性が発揮されていない状況を確認している。 公社は、中長期更新計画を策定し、収支状況を適切かつ有効に執行されたい。 本部は、高額医療機器等の更新に係る経費の有効性を担保されたい。 | 公社事務局は、平成25年2月15日付で、各病院・所に対して執行基準を通知するとともに、計画の策定を指示し、平成25年3月31日付で、備品更新に係る中長期計画を策定し、病院経営本部においても計画の内容を確認した。 また、病院経営本部は、公社事務局より、平成26年1月現在における平成25年度備品更新経費予算の執行状況及び執行見込の報告を受け、中長期計画に基づいて備品更新経費が有効に執行されていることを確認した。 |

[平成24年行政監査（土地及び建物の運用・管理について）]

【指摘事項】

| 番号 | 対象局 | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の 概要 |
|----|-------|--------------------------------|--|--|
| 28 | 産業労働局 | 事業所跡地について早期に今後の方針を定めるべきもの | 局が所管する未利用地のうち、旧豊田公共職業安定所敷地（面積：379.42㎡、台帳価格：2,944万4,342円）については、平成15年8月に建物が撤去されて以降、監査日（平成24.10.3）現在まで閉鎖管理されていることが認められた。 本件土地について、局は、未利用状態の解消に向けて地元区等関係者との合意に向け、調整が進んでいないことから、結果として閉鎖管理が続いており、その取組は十分なものとは言えない。 局は、事業所跡地について関係者等と調整を進め、早期に今後の方針を定められたい。 | 関係者との調整を踏まえ、当該土地を財務局へ引き渡す方針とした。 |
| 29 | 建設局 | 区の意向を確認した上で財務局への引継ぎに向けて調整すべきもの | 局が所管する旧元縮川排水場敷地（所在地：江東区南砂二丁目、面積：110.96㎡、台帳価格：747万6,880円）は、昭和14年12月20日に取得したもので、排水場として使用していたものの、昭和42年頃、排水場としての機能は廃止し、水防用の土の置き場となった。 ところで、当該敷地について見たところ、平成6年に区道の道路区域となったが、道路として使用されないまま区道は完成し、局は、監査日（平成24.10.9）現在、空き地のまま閉鎖管理している。 しかしながら、局は当該敷地が道路として利用されないにもかかわらず、区に對し、当該敷地を区道として利用するかなど、意向を確認しておらず、その結果、長年におたつて未利用地となっているのは適切でない。 | 江東区から区道整備を行うため、平成25年10月8日付で土地の譲与申請があった。 これを受けて、財務局と調整し、平成25年10月28日付で江東区と土地譲与契約を締結した。 平成25年11月12日付けで所有権移転登記が完了し、江東区に所有権が移転した。 |